

旅行業法の一部を改正する法律案新旧対照表
 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 旅行業等（第三条 第二十二條）</p> <p>第三章 旅行業協会（第二十二條の二 第二十二條の二十四）</p> <p>第四章 雑則（第二十三條 第二十七條）</p> <p>第五章 罰則（第二十八條 第三十四條）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。</p> <p>一 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 旅行業等（第三条 第二十二條）</p> <p>第三章 旅行業協会（第二十二條の二 第二十二條の二十四）</p> <p>第四章 雑則（第二十三條 第二十七條）</p> <p>第五章 罰則（第二十八條 第三十二條）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。</p>

二 前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス（以下「運送等関連サービス」という。）を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供者との間で締結する行為

三 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

四 運送等サービスを提供者の者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為

五 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為

六 前三号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送等関連サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

七 第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、運送等関連サービスを提供者の者のため、旅行者に対する運送等関連サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為

八 第一号及び第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為

九 旅行に関する相談に応ずる行為

2 この法律で「旅行者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため前項第一号から第八号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。

一 旅行者のため、運送又は宿泊のサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

二 運送又は宿泊のサービスを提供者の者のため、旅行者に対するこれらのサービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為

三 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送又は宿泊のサービスを提供する行為

四 前三号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

五 第一号から第三号までに掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービスを提供する者のため、旅行者に対するこれらのサービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為

六 第一号から第三号までに掲げる行為に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為

七 旅行に関する相談に応ずる行為

2 この法律で「旅行者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため前項第一号から第六号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。

3 この法律で「旅行業務」とは、旅行業を営む者が取り扱う第一項各号に掲げる行為（第十四条の二第一項の規定により他の旅行者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。）又は旅行者代理業を営む者が取り扱う前項に規定する代理して契約を締結する行為をいう。

4 この法律で「企画旅行契約」とは、第一項第一号、第二号及び第八号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。

5 この法律で「手配旅行契約」とは、第一項第三号、第四号、第六号（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第七号（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三（略）

四 旅行業を営もうとする者にあつては、企画旅行（第一条第一項第一号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。以下同じ。）に参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定

3 この法律で「旅行業務」とは、旅行業を営む者が取り扱う第一項各号に掲げる行為（第十四条の二第一項の規定により他の旅行者を代理して主催旅行契約を締結する行為を含む。）又は旅行者代理業を営む者が取り扱う前項に規定する代理して契約を締結する行為をいう。

4 この法律で「主催旅行」とは、旅行業を営む者が、あらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行業を営む者に支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を作成し、これに参加する旅行者を広告その他の方法により募集して実施する旅行をいう。

5 この法律で「主催旅行契約」とは、主催旅行に係る第一項第一号から第六号までに掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三（略）

四 旅行業を営もうとする者にあつては、主催旅行を実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定める業務の範囲の別

める業務の範囲の別

五・六（略）

2 申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（登録の拒否）

第六条 国土交通大臣は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一～六（略）

七 営業所ごとに第十一条の二の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者

八・九（略）

2（略）

（旅行業務取扱管理者の選任）

第十一条の二 旅行者又は旅行者代理業者（以下「旅行者等」という。）は、営業所ごとに、一人以上の第五項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス（運送等サービス及び運送等関連サービスをいう。以下同じ。）の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

2 旅行者等は、その営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者のすべてが第六条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当し、又は選任した者のすべてが欠けるに至ったときは、新たに旅行業務取扱管理

五・六（略）

2 申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（登録の拒否）

第六条 国土交通大臣は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一～六（略）

七 営業所ごとに第十一条の二の規定による旅行業務取扱主任者を確実に選任すると認められない者

八・九（略）

2（略）

（旅行業務取扱主任者の選任）

第十一条の二 旅行者又は旅行者代理業者（以下「旅行者等」という。）は、営業所ごとに、一人以上の第五項の規定に適合する旅行業務取扱主任者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、第十二条の四の規定による取引条件の説明、第十二条の五の規定による書面の交付その他取引の公正を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

2 旅行者等は、その営業所の旅行業務取扱主任者として選任した者のすべてが第六条第一項第一号から第五号までの一に該当し、又は選任した者のすべてが欠けるに至ったときは、新たに旅行業務取扱主任者を選

者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関し旅行者と契約を締結してはならない。

3 (略)

4 旅行業務取扱管理者は、他の営業所の旅行業務取扱管理者となること
ができない。

5 旅行業務取扱管理者は、第六条第一項第一号から第五号までのいずれ
にも該当しない者で、次に掲げるものでなければならない。

一 本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、
次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱
管理者試験に合格した者

二 前号の営業所以外の営業所にあつては、次条の規定による総合旅行
業務取扱管理者試験に合格した者

6 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、第二十二条の二第二項
に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせること等により、旅行
業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るよう努め
なければならない。

(旅行業務取扱管理者試験)

第十一条の三 旅行業務取扱管理者試験は、旅行業務取扱管理者の職務に
関し必要な知識及び能力について国土交通大臣が行う。

2 旅行業務取扱管理者試験は、総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅
行業務取扱管理者試験の二種類とする。

3 国土交通大臣は、第二十二条の二第二項に規定する旅行業協会が第一
項の知識及び能力に関して実施する研修の課程を修了した者又は国土交
通省令で定める資格を有する者について、旅行業務取扱管理者試験の一
部を免除することができる。

任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関し旅行者と契約を
締結してはならない。

3 (略)

4 旅行業務取扱主任者は、他の営業所の旅行業務取扱主任者となること
ができない。

5 旅行業務取扱主任者は、第六条第一項第一号から第五号までの一に該
当しない者で、次に掲げるものでなければならない。

一 本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、
次条の規定による一般旅行業務取扱主任者試験又は国内旅行業務取扱
主任者試験に合格した者

二 前号の営業所以外の営業所にあつては、次条の規定による一般旅行
業務取扱主任者試験に合格した者

(旅行業務取扱主任者試験)

第十一条の三 旅行業務取扱主任者試験は、旅行業務取扱主任者の職務に
関し必要な知識及び能力について国土交通大臣が行なう。

2 旅行業務取扱主任者試験は、一般旅行業務取扱主任者試験及び国内旅
行業務取扱主任者試験の二種類とする。

3 国土交通大臣は、第二十二条の二第二項に規定する旅行業協会が第一
項の知識及び能力に関して実施する研修の課程を修了した者又は国土交
通省令で定める資格を有する者について、旅行業務取扱主任者試験の一
部を免除することができる。

4 旅行業務取扱管理者試験に関し不正の行為があつたときは、国土交通大臣は、当該不正行為に係る者について、その受験を停止し、又はその合格を無効とすることができる。この場合においては、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。

5 前各項に定めるもののほか、旅行業務取扱管理者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(料金の揭示)

第十二条 旅行者は、事業の開始前に、旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金(企画旅行に係るものを除く。)を定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2・3 (略)

(旅行業約款)

第十二条の二 (略)

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつてしなければならない。

一 (略)

二 少なくとも旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受及び払戻しに関する事項並びに旅行者の責任に関する事項が明確に(企画旅行を実施する旅行者にあつては、企画旅行契約と手配旅行契約その他の企画旅行契約以外の契約との別に応じ、明確に)定められているものであること。

3 旅行者等は、旅行業約款(旅行者代理業者にあつては所属旅行者者の旅行業約款、第十四条の二第一項又は第二項の規定により他の旅行

4 旅行業務取扱主任者試験に関し不正の行為があつたときは、国土交通大臣は、当該不正行為に係る者について、その受験を停止し、又はその合格を無効とすることができる。この場合においては、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。

5 前各項に定めるもののほか、旅行業務取扱主任者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(料金の揭示)

第十二条 旅行者は、事業の開始前に、旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金(主催旅行に係るものを除く。)を定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2・3 (略)

(旅行業約款)

第十二条の二 (略)

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつてなければならない。

一 (略)

二 少なくとも旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受及び払戻しに関する事項並びに旅行者の責任に関する事項が明確に(主催旅行を実施する旅行者にあつては、主催旅行契約と主催旅行契約以外の契約との別に応じ、明確に)定められているものであること。

3 旅行者等は、旅行業約款(旅行者代理業者にあつては所属旅行者者の旅行業約款、第十四条の二第一項又は第二項の規定により他の旅行

業者を代理して企画旅行契約を締結することができる者にあつては当該他の旅行者の旅行業約款）をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。

（取引条件の説明）

第十二条の四 旅行者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。

2 旅行者等は、前項の規定による説明をするときは、国土交通省令で定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 （略）

（書面の交付）

第十二条の五 旅行者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、旅行者に対し、当該提供すべき旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付しなければならない。

業者を代理して主催旅行契約を締結することができる者にあつては当該他の旅行者の旅行業約款）をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。

（取引条件の説明）

第十二条の四 旅行者等は、旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。

2 旅行者等は、前項の規定による説明をするときは、国土交通省令で定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 （略）

（書面の交付）

第十二条の五 旅行者等は、旅行に関するサービスの提供に関し、当事者の一方を代理して契約を締結し、当事者間を媒介して契約を成立させ、取次ぎをし、又は自ら提供をする契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、旅行者に対し、当該提供すべき旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱主任者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付しなければならない。

2 (略)

(旅行業務取扱管理者の証明書の提示)

第十二条の五の二 旅行業務取扱管理者は、旅行者から請求があつたときは、国土交通省令で定める様式による証明書を提示しなければならない。

(企画旅行の広告)

第十二条の七 旅行者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該企画旅行を実施する旅行者の氏名又は名称、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送等サービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、第十二条の十の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務を行う者の同行の有無その他の国土交通省令で定める事項を表示してしなければならない。

(企画旅行の円滑な実施のための措置)

第十二条の十 旅行者等は、企画旅行を実施する場合には、旅行者に対する運送等サービスの確実な提供、旅行に関する計画の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配その他の当該企画旅行の円滑な実施を確保するため国土交通省令で定める措置を講じなければならない。

(旅程管理業務を行う者)

第十二条の十一 企画旅行に参加する旅行者に同行して、前条の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務(以下「旅程管理業務」と

2 (略)

(旅行業務取扱主任者の証明書の提示)

第十二条の五の二 旅行業務取扱主任者は、旅行者から請求があつたときは、国土交通省令で定める様式による証明書を提示しなければならない。

(主催旅行の広告)

第十二条の七 旅行者等は、主催旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該主催旅行を実施する旅行者の氏名又は名称、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、第十二条の十の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務を行う者の同行の有無その他の国土交通省令で定める事項を表示してなければならない。

(主催旅行の円滑な実施のための措置)

第十二条の十 旅行者等は、主催旅行を実施する場合には、旅行者に対する運送又は宿泊のサービスの確実な提供、旅行に関する計画の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配その他の当該主催旅行の円滑な実施を確保するため国土交通省令で定める措置を講じなければならない。

(旅程管理業務を行う者)

第十二条の十一 主催旅行に参加する旅行者に同行して、前条の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務(以下「旅程管理業務」と

いう。()を行う者として旅行業者によつて選任される者のうち主任の者は、第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しない者であつて、次条から第十二条の十四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)が実施する旅程管理業務に関する研修(以下「旅程管理研修」という。)の課程を修了し、かつ、旅行の目的地を勘案して国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するものでなければならぬ。

2 前項の登録に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(登録研修機関の登録)

第十二条の十二 前条第一項の登録は、旅程管理研修の実施に關する業務(以下「研修業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十二条の十三 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二条の十一第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、研修業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第十二条の十四 国土交通大臣は、第十二条の十二の規定により登録を申

いう。()を行う者として旅行業者によつて選任される者のうち主任の者は、第六条第一項第一号から第五号までの一に該当しない者であつて、国土交通大臣の指定する者が実施する旅程管理業務に關する研修の課程を修了し、かつ、旅行の目的地を勘案して国土交通省令で定める旅程管理業務に關する実務の経験を有するものでなければならぬ。

2 前項の指定に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

請した者の行う旅程管理研修が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 登録は、登録研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録研修機関が研修業務を行う事務所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第十二条の十五 第十二条の十一第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(研修業務の実施に係る義務)

第十二条の十六 登録研修機関は、公正に、かつ、第十二条の十四第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により研修業務を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十二条の十七 登録研修機関は、第十二条の十四第二項第一号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の

二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(研修業務規程)

第十二条の十八 登録研修機関は、研修業務に関する規程（以下「研修業務規程」という。）を定め、研修業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 研修業務規程には、旅程管理研修の実施方法、旅程管理研修に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第十二条の十九 登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十二条の二十 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十四条第一号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録研修機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 旅程管理研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機

関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第十二条の二十一 国土交通大臣は、登録研修機関が第十二条の十四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十二条の二十二 国土交通大臣は、登録研修機関が第十二条の十六の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による研修業務を行うべきこと又は旅程管理研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十二条の二十三 国土交通大臣は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十二条の十三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十二条の十七から第十二条の十九まで、第十二条の二十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十二条の二十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の十一第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第十二条の二十四 登録研修機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第十二条の二十五 国土交通大臣は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録研修機関に対し、研修業務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十二条の二十六 国土交通大臣は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国土交通大臣による研修業務の実施)

- 第十二条の二十七 国土交通大臣は、第十二条の十一第一項の登録を受けた者がいないとき、第十二条の十九の規定による研修業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、研修業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2 国土交通大臣が前項の規定により研修業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

(公示)

第十二条の二十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十二条の十一第一項の登録をしたとき。
- 二 第十二条の十七の規定による届出があつたとき。
- 三 第十二条の十九の規定による届出があつたとき。
- 四 第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り消し、又は研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条の規定により研修業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた研修業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(禁止行為)

第十三条 旅行者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

2 (略)

3 旅行者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に関連して次に掲げる行為を行つてはならない。

一 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与すること。

二 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんし、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること。

三 前二号のあつせん又は便宜の供与を行う旨の広告をし、又はこれに類する広告をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、旅行者の保護に欠け、又は旅行業の信用を失墜させるものとして国土交通省令で定める行為

(企画旅行を実施する旅行者の代理)

第十四条の二 旅行者は、他の旅行者が実施する企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)について、当該他の旅行者を代理して企画旅行契約を締結することを内容とする契約(以下「受託契約」という。)を締結したときは、第三条の規定にかか

(禁止行為)

第十三条 旅行者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

2 (略)

3 旅行者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に関連して次に掲げる行為を行つてはならない。

一 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあつ旋し、又はその行為を行うことに関し便宜を供与すること。

二 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあつ旋し、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること。

三 前二号のあつ旋又は便宜の供与を行う旨の広告をし、又はこれに類する広告をすること。

(主催旅行を実施する旅行者の代理)

第十四条の二 旅行者は、他の旅行者が実施する主催旅行について、当該他の旅行者を代理して主催旅行契約を締結することを内容とする契約(以下「受託契約」という。)を締結したときは、第三条の規定にかかわらず、旅行者代理業の登録を受けなくても、当該受託契約の相

わらず、旅行者代理業の登録を受けなくても、当該受託契約の相手方（以下「委託旅行者」という。）を代理して企画旅行契約を締結することができる。

2 前項の規定により委託旅行者と受託契約を締結した旅行者（以下「受託旅行者」という。）が、当該受託契約において、当該受託旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者のうち当該委託旅行者を代理して企画旅行契約を締結することができるものは、その受託契約において定められた旅行者代理業者（以下「受託旅行者代理業者」という。）は、当該委託旅行者を代理して企画旅行契約を締結することができる。

3 委託旅行者及び受託旅行者は、受託契約において、委託旅行者を代理して企画旅行契約を締結することができる受託旅行者又はその受託旅行者代理業者の営業所を定めておかなければならない。

（旅行者代理業者の旅行業務等）

第十四条の三 旅行者代理業者は、前条第二項の規定により代理して企画旅行契約を締結する場合を除き、その所属旅行者以外の旅行者のために旅行業務を取り扱ってはならない。

2 （略）

3 旅行者代理業者は、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は所属旅行者を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

4 国土交通大臣は、旅行者代理業者に対し、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は所属旅行者を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。

5 所属旅行者は、旅行者代理業者が旅行業務につき旅行者に加えた

手方（以下「委託旅行者」という。）を代理して主催旅行契約を締結することができる。

2 前項の規定により委託旅行者と受託契約を締結した旅行者（以下「受託旅行者」という。）が、当該受託契約において、当該受託旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者のうち当該委託旅行者を代理して主催旅行契約を締結することができるものは、その受託契約において定められた旅行者代理業者（以下「受託旅行者代理業者」という。）は、当該委託旅行者を代理して主催旅行契約を締結することができる。

3 委託旅行者及び受託旅行者は、受託契約において、委託旅行者を代理して主催旅行契約を締結することができる受託旅行者又はその受託旅行者代理業者の営業所を定めておかなければならない。

（旅行者代理業者の旅行業務等）

第十四条の三 旅行者代理業者は、前条第二項の規定により代理して主催旅行契約を締結する場合を除き、その所属旅行者以外の旅行者のために旅行業務を取り扱ってはならない。

2 （略）

3 旅行者代理業者は、その営業所において、所属旅行者を誤認させるような表示をしてはならない。

損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該所属旅行者がその旅行者代理業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その旅行者代理業者の行う旅行業務につき旅行者に加えた損害の発生防止に努めたときは、この限りでない。

(営業保証金の還付)

第十七条 旅行者又は当該旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、その取引によつて生じた債権に関し、当該旅行者が供託している営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2| 前項の権利の実行に関し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

(業務改善命令)

第十八条の三 国土交通大臣は、旅行者等の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行者等に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 旅行業務取扱管理者を解任すること。
- 二 旅行業務の取扱いの料金又は企画旅行に関し旅行者から收受する対価を変更すること。

三 (略)

四 企画旅行に係る第十二条の十の国土交通省令で定める措置を確実に

(営業保証金の還付)

第十七条 旅行者又は当該旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者と旅行業務に関し取引をした者は、その取引によつて生じた債権に関し、当該旅行者が供託している営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2| 前項の場合において、当該旅行者又は当該旅行者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、旅行者以外の同項の権利を有する者に先立ちその債権の弁済を受ける権利を有する。

3 第一項の権利の実行に関し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

(業務改善命令)

第十八条の三 国土交通大臣は、旅行者等の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行者等に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 旅行業務取扱主任者を解任すること。
- 二 旅行業務の取扱いの料金又は主催旅行に関し旅行者から收受する対価を変更すること。

三 (略)

四 主催旅行に係る第十二条の十の国土交通省令で定める措置を確実に

実施すること。

五・六（略）

（登録免許税及び手数料）

第二十二條（略）

2 第十一条の三第一項の旅行業務取扱管理者試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3 第十二条の二十七第一項の規定により国土交通大臣が行う旅程管理研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（業務）

第二十二條の三 旅行業協会は、次に掲げる業務をこの章に定めるところにより適正かつ確実に実施しなければならない。

一・二（略）

三 旅行業務に関し社員である旅行者又は当該旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者と取引をした旅行者に対しその取引によつて生じた債権に関し弁済をする業務（以下「弁済業務」という。）

四・五（略）

（旅行業務の研修）

第二十二條の七 旅行業協会は、一定の課程を定め、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力についての研修その他旅行者等の従業者に対する旅行業務の取扱いについての研修を実施しなければならない。

2（略）

実施すること。

五・六（略）

（登録免許税及び手数料）

第二十二條（略）

2 第十一条の三第一項の旅行業務取扱主任者試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（業務）

第二十二條の三 旅行業協会は、次に掲げる業務をこの章に定めるところにより適正かつ確実に実施しなければならない。

一・二（略）

三 旅行業務に関し社員である旅行者又は当該旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者と取引をした者に対しその取引によつて生じた債権に関し弁済をする業務（以下「弁済業務」という。）

四・五（略）

（旅行業務の研修）

第二十二條の七 旅行業協会は、一定の課程を定め、旅行業務取扱主任者の職務に関し必要な知識及び能力についての研修その他旅行者等の従業者に対する旅行業務の取扱いについての研修を実施しなければならない。

2（略）

(弁済業務保証金の還付)

第二十二條の九 保証社員(次条第一項の規定により弁済業務保証金分担金を納付した社員をいう。以下同じ。)又は当該保証社員を所属旅行者とする旅行者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、国土交通大臣の指定する弁済業務開始日以後、その取引によつて生じた債権に関し、当該保証社員について弁済業務規約で定める弁済限度額の範囲内(当該保証社員について既に次項の認証をした債権があるときはその額を控除し、第二十二條の十一第二項の規定により納付を受けた額があるときはその額を加えた額の範囲内)において、旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有する。

2| 前項の権利を実行しようとする者は、その債権について旅行業協会の認証を受けなければならない。

3~5 (略)

6| 第一項の権利の実行に関し必要な事項は法務省令・国土交通省令で、第二項の認証に関し必要な事項は国土交通省令で定める。

(弁済業務保証金の取戻し等)

第二十二條の十二 (略)

2 旅行業協会は、弁済業務規約の変更により弁済業務保証金分担金の額が減額されたときは、すべての保証社員の減額分に相当する額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。

3 旅行業協会は、前二項の規定により弁済業務保証金を取り戻したとき

(弁済業務保証金の還付)

第二十二條の九 保証社員(次条第一項の規定により弁済業務保証金分担金を納付した社員をいう。以下同じ。)又は当該保証社員を所属旅行者とする旅行者代理業者と旅行業務に関し取引をした者は、国土交通大臣の指定する弁済業務開始日以後、その取引によつて生じた債権に関し、当該保証社員について弁済業務規約で定める弁済限度額の範囲内(当該保証社員について既に第三項の認証をした債権があるときはその額を控除し、第二十二條の十一第二項の規定により納付を受けた額があるときはその額を加えた額の範囲内)において、旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有する。

2| 前項の場合において、当該保証社員又は当該旅行者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、旅行者以外の同項の権利を有する者に先立ちその債権の弁済を受ける権利を有する。

3| 第一項の権利を実行しようとする者は、その債権について旅行業協会の認証を受けなければならない。

4~6 (略)

7| 第一項の権利の実行に関し必要な事項は法務省令・国土交通省令で、第三項の認証に関し必要な事項は国土交通省令で定める。

(弁済業務保証金の取戻し等)

第二十二條の十二 (略)

2 旅行業協会は、弁済業務規約の変更により弁済業務保証金分担金の額が減額されたときは、すべての保証社員の減額分に相当する額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。

3 旅行業協会は、前二項の規定により弁済業務保証金を取りもどしたと

は、当該保証社員であつた者又は保証社員に対し、その取り戻した額に相当する額の弁済業務保証金分担金を返還する。

4 前項の場合において、当該保証社員が社員の地位を失つたときは次項に規定する期間が経過した後、旅行業協会が当該保証社員であつた者又は保証社員に対して債権を有するときはその債権に関し弁済が完了した後、旅行業協会が当該保証社員であつた者又は保証社員に関し第二十二條の九第二項の認証をした債権があるときは当該債権に関して生ずることとなる前条第一項の還付充当金の債権に関し弁済が完了した後、前項の弁済業務保証金分担金を返還する。

5 旅行業協会は、保証社員が社員の地位を失つたときは、当該保証社員であつた者又は当該保証社員であつた者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者との旅行業務に関する取引で当該保証社員であつた者が保証社員であつた期間におけるものによつて生じた債権に関し第二十二條の九第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に同条第二項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。

6 旅行業協会は、前項の期間内に申出のなかつた同項の債権に関しては、第二十二條の九第二項の認証をすることができない。

7 (略)

(弁済業務保証金準備金)

第二十二條の十三 旅行業協会は、第二十二條の九第三項の規定により弁済業務保証金を供託する場合において還付充当金の納付がなかつたときの弁済業務保証金の供託に充てるため、弁済業務保証金準備金を積み立てなければならぬ。

2 (略)

3 旅行業協会は、第二十二條の九第三項の規定により弁済業務保証金を

きは、当該保証社員であつた者又は保証社員に対し、その取りもどした額に相当する額の弁済業務保証金分担金を返還する。

4 前項の場合において、当該保証社員が社員の地位を失つたときは次項に規定する期間が経過した後、旅行業協会が当該保証社員であつた者又は保証社員に対して債権を有するときはその債権に関し弁済が完了した後、旅行業協会が当該保証社員であつた者又は保証社員に関し第二十二條の九第三項の認証をした債権があるときは当該債権に関して生ずることとなる前条第一項の還付充当金の債権に関し弁済が完了した後、前項の弁済業務保証金分担金を返還する。

5 旅行業協会は、保証社員が社員の地位を失つたときは、当該保証社員であつた者又は当該保証社員であつた者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者との旅行業務に関する取引で当該保証社員であつた者が保証社員であつた期間におけるものによつて生じた債権に関し第二十二條の九第一項の権利を有する者に対し、六箇月を下らない一定期間内に同条第三項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。

6 旅行業協会は、前項の期間内に申出のなかつた同項の債権に関しては、第二十二條の九第三項の認証をすることができない。

7 (略)

(弁済業務保証金準備金)

第二十二條の十三 旅行業協会は、第二十二條の九第四項の規定により弁済業務保証金を供託する場合において還付充当金の納付がなかつたときの弁済業務保証金の供託に充てるため、弁済業務保証金準備金を積み立てなければならぬ。

2 (略)

3 旅行業協会は、第二十二條の九第四項の規定により弁済業務保証金を

供託する場合において、第一項の弁済業務保証金準備金をこれに充ててなお不足するときは、その不足額に充てるため、保証社員に対し、弁済業務規約で定める額の特別弁済業務保証金分担保金を旅行業協会に納付すべきことを通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた保証社員は、その通知を受けた日から一月以内に、その通知された額の特別弁済業務保証金分担保金を旅行業協会に納付しなければならない。

5 (略)

6 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金を第二十二条の九第三項の規定による弁済業務保証金の供託に充てた後において、第二十二条の十一第二項の規定により当該弁済業務保証金の供託に係る還付充当金の納付を受けたときは、その還付充当金を弁済業務保証金準備金に繰り入れなければならない。

7 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金の額が国土交通省令で定める額を超えることとなるときは、国土交通大臣の認可を受けて、第二十二条の三各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、その超えることとなる額の弁済業務保証金準備金を取り崩すことができる。

(指定の取消し等の場合の弁済業務)

第二十二条の二十三 (略)

2 旧協会は、前項の通知を受けたときは、供託した弁済業務保証金を取り戻すことができる。ただし、同項の通知に係る保証社員であった者の弁済限度額の合計額及びその他の保証社員であった者に係る第二十二条の九第二項の認証をした債権で同条第一項の権利が実行されていないものの合計額に相当する額の弁済業務保証金については、この限りでない。

供託する場合において、第一項の弁済業務保証金準備金をこれに充ててなお不足するときは、その不足額に充てるため、保証社員に対し、弁済業務規約で定める額の特別弁済業務保証金分担保金を旅行業協会に納付すべきことを通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた保証社員は、その通知を受けた日から一箇月以内に、その通知された額の特別弁済業務保証金分担保金を旅行業協会に納付しなければならない。

5 (略)

6 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金を第二十二条の九第四項の規定による弁済業務保証金の供託に充てた後において、第二十二条の十一第二項の規定により当該弁済業務保証金の供託に係る還付充当金の納付を受けたときは、その還付充当金を弁済業務保証金準備金に繰り入れなければならない。

7 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金の額が国土交通省令で定める額をこえることとなるときは、国土交通大臣の認可を受けて、第二十二条の三各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、そのこえることとなる額の弁済業務保証金準備金を取りくずすことができる。

(指定の取消し等の場合の弁済業務)

第二十二条の二十三 (略)

2 旧協会は、前項の通知を受けたときは、供託した弁済業務保証金を取り戻すことができる。ただし、同項の通知に係る保証社員であった者の弁済限度額の合計額及びその他の保証社員であった者に係る第二十二条の九第三項の認証をした債権で同条第一項の権利が実行されていないものの合計額に相当する額の弁済業務保証金については、この限りでない。

3 旧協会は、第一項の通知を受けたときは、同項の通知に係る保証社員であつた者又は当該保証社員であつた者を所属旅行者とする旅行者代理業者との旅行業務に関する取引で当該保証社員であつた者が保証社員であつた期間におけるものによつて生じた債権に関し第二十二條の九第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に同條第二項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。

4 旧協会は、前項の規定による公告をした後においては、当該公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権について、なお第二十二條の九第二項の規定による認証の事務を行うものとする。

5 旧協会は、第三項の公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権に関する認証の事務が終了した後は、その時において供託されている弁済業務保証金のうちその時までに第二十二條の九第二項の認証をした債権で同條第一項の権利が実行されていないものの合計額を控除した額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。

6 旧協会は、第三項の公告に定める期間の後六月を経過した日以後は、その時においてなお供託されている弁済業務保証金を取り戻すことができる。

7 (略)

(試験事務の代行)

第二十五條の二 国土交通大臣は、申請により、旅行業協会に第十一條の三の規定による旅行業務取扱管理者試験の事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 旅行業協会は、前項の規定により試験事務を行おうとするときは、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする

3 旧協会は、第一項の通知を受けたときは、同項の通知に係る保証社員であつた者又は当該保証社員であつた者を所属旅行者とする旅行者代理業者との旅行業務に関する取引で当該保証社員であつた者が保証社員であつた期間におけるものによつて生じた債権に関し第二十二條の九第一項の権利を有する者に対し、六箇月を下らない一定期間内に同條第三項の認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。

4 旧協会は、前項の規定による公告をした後においては、当該公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権について、なお第二十二條の九第三項の規定による認証の事務を行うものとする。

5 旧協会は、第三項の公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権に関する認証の事務が終了した後は、その時において供託されている弁済業務保証金のうちその時までに第二十二條の九第三項の認証をした債権で同條第一項の権利が実行されていないものの合計額を控除した額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。

6 旧協会は、第三項の公告に定める期間の後六箇月を経過した日以後は、その時においてなお供託されている弁済業務保証金を取り戻すことができる。

7 (略)

(試験事務の代行)

第二十五條の二 国土交通大臣は、申請により、旅行業協会に第十一條の三の規定による旅行業務取扱主任者試験の事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 旅行業協会は、前項の規定により試験事務を行おうとするときは、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする

ときも、同様とする。

3 (略)

4 旅行業協会は、試験事務を行う場合において、旅行業務取扱管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、国土交通省令で定める要件を備える者(以下「試験委員」という。)に行わせなければならない。

5～8 (略)

9 旅行業協会が試験事務を行うときは、第二十二条の規定による手数料は、旅行業協会に納付するものとする。この場合において、納付された手数料は、旅行業協会の収入とする。

10 第二十二条の十七第二項の規定は試験事務規程について、第二十二条の二十の規定は旅行業協会が試験事務を行う場合に準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第二十六条 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、旅行業者等、第十二条の十一第一項の登録を受けた者、旅行業協会又は第二十五条の団体に、国土交通省令で定める手続に従い、その業務に関し、報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行業者等の営業所若しくは事務所又は第十二条の十一第一項の登録を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
い。

4 (略)

るときも、同様とする。

3 (略)

4 旅行業協会は、試験事務を行う場合において、旅行業務取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、国土交通省令で定める要件を備える者(以下「試験委員」という。)に行わせなければならない。

5～8 (略)

9 旅行業協会が試験事務を行なうときは、第二十二条の規定による手数料は、旅行業協会に納付するものとする。この場合において、納付された手数料は、旅行業協会の収入とする。

10 第二十二条の十七第二項の規定は試験事務規程について、第二十二条の二十の規定は旅行業協会が試験事務を行なう場合に準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第二十六条 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、旅行業者等、第十二条の十一第一項の指定を受けた者、旅行業協会又は第二十五条の団体に、国土交通省令で定める手続に従い、その業務に関し、報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行業者等の営業所若しくは事務所又は第十二条の十一第一項の指定を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
い。

4 (略)

第五章 罰則

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の二十三の規定による研修業務の停止の命令に違反した登録研修機関の役員又は職員

二 第二十五条の二第七項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 一六 (略)

第三十条 (略)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十一条の二第一項の規定に違反して旅行業務取扱管理者を選任しなかつた者

四 第十一条の二第二項の規定に違反して旅行業務に関し旅行者と契約を締結した者

五 第十二条第一項又は第三項の規定に違反して料金を掲示しなかつた

第五章 罰則

(罰則)

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 一六 (略)

第二十九条 (略)

第二十九条の二 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の二第一項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を選任しなかつた者

二 第十一条の二第二項の規定に違反して旅行業務に関し旅行者と契約を締結した者

三 第十二条の二第一項の規定により認可を受けてしななければならない事項を認可を受けないでした者

四 第十二条の五の規定に違反して同条に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

者

六 第十二条の二第一項の規定により認可を受けてしなければならない事項を認可を受けなかった者

七 第十二条の二第三項の規定に違反して旅行業約款を掲示せず、又は備え置かなかつた者

八 第十二条の五の規定に違反して同条に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

九 第十二条の六第一項の規定に違反して外務員としての業務を行わせた者

十 第十二条の七の規定に違反して広告をした者

十一 第十二条の八の規定に違反して広告をした者

十二 第十二条の九第一項の規定に違反して標識を掲示せず、又はその営業所において掲示すべき標識以外の標識を掲示した者

十三 第十二条の九第二項の規定に違反して標識を掲示した者

十四 第十三条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

十五 第十四条の三第二項の規定に違反して明示すべき事項を明示しないで取引をした者

十六 第十八条の三の規定による命令に違反した者

十七 第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十八 第二十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第十二条の八の規定に違反して広告をした者

六 第十三条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

七 第十八条の三の規定による命令に違反した者

八 第二十五条の二第七項の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らした者

第三十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円の罰金に処する。

一 第六条の四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一の二 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十二条第一項又は第三項の規定に違反して料金を掲示しなかつた者

三 第十二条の二第三項の規定に違反して旅行業約款を掲示せず、又は備え置かなかつた者

四 第十二条の六第一項の規定に違反して外務員としての業務を行わせた者

五 第十二条の七の規定に違反して広告をした者

六 第十二条の九第一項の規定に違反して標識を掲示せず、又はその営業所において掲示すべき標識以外の標識を掲示した者

七 第十二条の九第二項の規定に違反して標識を掲示した者

八 第十四条の三第二項の規定に違反して明示すべき事項を明示しないで取引をした者

九 第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第二十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の十九の規定による届出をしないで研修業務の全部を廃止したとき。

二 第十二条の二十四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十二条の二十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第十二条の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第二十九条から第三十一条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条の二十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

二 第十五条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第三十二条 第十五条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

の届出をした者

別表（第十二条の十四関係）

科目	講師
一 この法律及び旅行業約款に関する科目	一 旅程管理業務を行う者として旅行業者によつて選任される者のうち主任の者として旅程管理業務に従事した経験を有する者 二 旅行業務取扱管理者試験に合格した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二 旅程管理業務に関する科目	一 旅程管理業務を行う者として旅行業者によつて選任される者のうち主任の者として旅程管理業務に五回以上従事した経験を有する者 二 旅行業務取扱管理者試験に合格した者であつて、旅行業に五年以上従事した経験を有するもの 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

改正案		現行	
別表第一（第三十条の七関係）			
提供を受ける国の機関又は法人 一〇百四（略） 百五 国土交通省又は旅行業法 第二十二條の二第二項に規定 する旅行業協会 百六〇百二十（略）	事 務 （略）	提供を受ける国の機関又は法人 一〇百四（略） 百五 国土交通省又は旅行業法 第二十二條の二第二項に規定 する旅行業協会 百六〇百二十（略）	事 務 （略）